（通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合）

第五十六条　令第十六条の五第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

（親法人等又は関連法人等）

第五十八条　令第十七条の二の表の備考第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等（同号に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　［略］

二　他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ　［略］

ロ　当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ　［略］

ニ　当該他の法人等の資金調達額の総額の過半について当該法人等が融資を行つていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ　［略］

三　［略］

2　［略］

様式第一　（第七条の五及び第二十三条の三関係）

特定商取引に関する法律第九条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

(1)　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。

(2)　クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。

（通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合）

第五十六条　令第十六条の三第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

（親法人等又は関連法人等）

第五十八条　令第十七条の二の表の備考第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等（同号に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　［同上］

二　他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ　［同上］

ロ　当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又事業の方針の決定に関して影響を与えることできるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ　［同上］

ニ　当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行つていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ　［同上］

三　［同上］

2　［同上］

様式第一　（第七条の四及び第二十三条の三関係）

特定商取引に関する法律第九条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

(1)　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。

(2)　クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。